

朝 監 第 23 号
令和元年 10 月 29 日

朝来市長 多 次 勝 昭 様

朝来市監査委員 山 下 廣 司
同 太 田 茂

令和元年度財政援助団体等監査の結果報告について（提出）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、令和元年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査結果に関する報告書を提出します。

令和元年度財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 対象団体

社会福祉法人朝来市社会福祉協議会

(2) 所管部局

健康福祉部社会福祉課

3 監査対象の範囲

平成30年度及び令和元年度に朝来市が交付した朝来市社会福祉協議会運営事業補助金（社会福祉協議会人件費補助事業、災害ボランティア活動サポート事業）に係る出納その他の事務

4 監査の期間

令和元年9月2日から10月16日まで

5 監査の方法

監査にあたっては、対象団体及び所管部局から関係書類の提出を求め、事前に事務局職員による予備監査を行うとともに、本監査日においては監査委員が団体職員及び所管部局職員から説明を聴取して実施した。

6 監査の着眼点

(1) 対象団体関係

ア 補助金交付申請、請求、実績報告等の手続は適正に行われているか。

イ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金交付申請内容、実績報告内容は符合するか。

ウ 補助金に関する会計経理は規定に従って適正に行われているか。

エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

オ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

カ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還の時期等は適切か。

キ 補助対象事業は、計画及び補助金交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

(2) 所管部局関係

- ア 補助金交付の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金交付に関する条件の内容は明確か。
- エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金交付の効果及び条件の履行の確認、実績報告の内容検証等は適切に行われているか。
- カ 補助対象団体への監督指導は適切に行われているか。
- キ 事業実績や社会情勢の変化を踏まえ、補助の在り方を見直す必要はないか。

第2 団体の概要

1 名称

社会福祉法人朝来市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）

2 所在地

朝来市新井73番地1

3 組織

当法人は、次の組織により構成されている。

- (1) 役員 理事 12名
 監事 2名
- (2) 評議員 18名
- (3) 執行機関 理事会
- (4) 議決機関 評議員会

4 事業概要

朝来市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした各種事業を行っている。

5 収支状況

別表1のとおり

第3 補助金の概要

1 名称

朝来市社会福祉協議会運営事業補助金（社会福祉協議会人件費補助事業、災害ボランティア活動サポート事業）

2 交付の根拠

- ・社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- ・朝来市社会福祉法人の助成に関する条例（平成 17 年朝来市条例第 131 号。以下「条例」という。）
- ・朝来市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（平成 17 年朝来市規則第 69 号。以下「規則」という。）
- ・朝来市社会福祉協議会運営事業補助金交付要綱（平成 25 年告示第 30 号。以下「補助金交付要綱」という。）
- ・朝来市社会福祉協議会人件費補助基準（以下「人件費補助基準」という。）

3 交付の状況

(1) 社会福祉協議会人件費補助事業

ア 補助金交付手続の状況

手続種別	平成 30 年度交付分	令和元年度交付分 (7 月末現在)
交付申請日	平成 30 年 4 月 10 日	平成 31 年 4 月 1 日
交付決定日	平成 30 年 4 月 10 日	平成 31 年 4 月 1 日
変更承認 申請日	平成 31 年 3 月 11 日	—
変更交付 決定日	平成 31 年 3 月 11 日	—
交付請求日	平成 30 年 5 月 10 日 平成 30 年 10 月 4 日 平成 31 年 3 月 31 日	令和元年 5 月 7 日
実績報告日	平成 31 年 3 月 31 日	—

イ 補助金交付の状況

手続種別	平成 30 年度交付分	令和元年度交付分 (7 月末現在)
交付日及び 交付金額	平成 30 年 5 月 25 日 18,243,000 円 平成 30 年 10 月 25 日 10,945,000 円 平成 31 年 4 月 25 日 7,295,000 円	令和元年 5 月 27 日 16,173,000 円
交付金額合計	36,483,000 円	16,173,000 円

(注) 令和元年度の交付決定額は 32,346,000 円。このうち 50%が交付されている。

(2) 災害ボランティア活動サポート事業

ア 補助金交付手続の状況

手続種別	平成 30 年度交付分	令和元年度交付分 (7月末現在)
交付申請日	平成 31 年 2 月 22 日	—
交付決定日	平成 31 年 2 月 22 日	—
交付請求日	平成 31 年 3 月 31 日	—
実績報告日	平成 31 年 4 月 18 日	—

(注) 令和元年度分は、7月末現在において未申請。

イ 補助金交付の状況

手続種別	平成 30 年度交付分	令和元年度交付分 (7月末現在)
交付日及び 交付金額	平成 31 年 4 月 25 日 1,000,000 円	—
交付金額合計	1,000,000 円	—

4 補助対象経費

条例及び規則等に基づき、社会福祉協議会の運営事業に要する経費について、補助金を交付するものであり、補助対象経費は、補助金交付要綱別表第 1 及び別表第 2 において、社会福祉協議会人件費補助事業は、正規職員の人件費で他の補助事業又は受託事業に同人件費が対象経費となっている場合は、当該人件費相当額を差し引いた額とされている。

また、災害ボランティア活動サポート事業は、災害救援ボランティアセンター立ち上げ・運営・応援等の研修・訓練の実施・参加と災害対応等の事業を行うために必要な経費とされている。

補助対象経費の詳細については、別表 2 のとおりである。

第 4 監査の結果及び意見

社会福祉協議会は、全国の市町村に存在する公益性の高い社会福祉法人である。地域福祉の増進を図り、住み慣れた地域で一人ひとりが互いに支えあい、誰もが安心して暮らせる地域社会の構築を目指して様々な事業に取り組んでおり、補助金交付は公益上の必要性を有するものと認められる。

調査した範囲において所管部局による補助金の交付事務、社会福祉協議会による収支経理事務については、おおむね適正に行われていた。しかし、社会福祉協議会による補助金交付の在り方及び交付事務手続の一部において、是正・改善を要する事項が見受けられた。以下に意見を付してその状況を記載する。

1 補助金交付申請関係書類に関すること

社会福祉協議会が作成した補助金交付申請書等において、補助金額に誤りはないものの、必要事項の欠落、日付・金額等の記載誤りが散見された。補助金交付申請等に係る一連の手続きについては、規則及び補助金交付要綱に規定する様式、添付書類等を使用又は作成するべきであり、是正・改善を行われたい。

(社会福祉協議会)

2 健全かつ持続可能な法人運営に対する取組みに関すること

社会福祉協議会が健全で持続可能な法人運営を行っていくためには、安定的な財政基盤の確立が重要である。主要財源の一つである会費収入が減少傾向であることが懸念される。様々な機会を利用して社会福祉協議会の事業活動をPRし、会員の増加、会費の増収に努められたい。

また、社会福祉協議会の平成30年度決算において事業活動収入の決算額に占める介護保険事業と障害福祉サービス等事業の収入額の合計の割合は約77.6%であり、これらは主要な事業となっている。これらの事業を今後維持していくためには、福祉人材の確保が重要である。

さらには、今後2年間で定年を迎える職員が法人全体の1割を占めるとのことであり、企画力やマネジメント力などの総合的な資質を有する職員や多様で複雑な課題を抱える方々を支援するための相談援助等について高い専門性を有する職員などの確保・育成が課題である。

福祉人材や若手職員の確保及び育成に引き続き注力されたい。

(社会福祉協議会)

3 補助金交付要綱及び人件費補助基準に関すること

補助金交付要綱と人件費補助基準との間で補助の算定基準に関する規定の整合性がとれていない。内容等を十分に精査し、適正な例規整備を行われたい。

(健康福祉部社会福祉課)

4 補助金の評価・検証に関すること

所管部局は、市が策定した「補助金等適正化に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に基づき、補助事業の補助目的が社会情勢・市民ニーズ等に即したのか、補助事業が補助目的に沿った適正なものか、補助金の使用方法が合理的かつ効果的かどうかを定期的に評価・検証することを求める。併せて、評価・検証した結果を踏まえ、団体等の運営・維持のための経費に対するガイドラインでいうところの「団体運営費補助金」として交付されている社会福祉協議会人件費補助事業の在り方について見直しを検討されたい。

また、ガイドラインで規定する「団体運営費補助金」の説明に、「団体が実施する事業に公益性があると認定した上で、その団体の運営に必要な基礎的経費を補助するもの」と表記されていることから、公益性を明確にする意味でも、補助金交付要綱等に補助の目的を明記する必要があると考える。

(健康福祉部社会福祉課)

5 所管部局による指導・監督に関すること

所管部局による補助金交付申請書等の内容点検が十分でない。所管部局が補助金申請関係書類を十分に審査・点検し、指導することにより、例規に従って適正に補助金が交付され、当該補助金はその交付金額の範囲内で最大の効果が発揮されることに繋がると考える。

所管部局は県から移管された社会福祉法人指導監査を今年度中に実施するとのことであり、当該指導監査においては補助金の会計処理についても指導監査の対象になると考えられる。しかし、指導監査の根拠となる「朝来市社会福祉法人指導監査実施要綱」は社会福祉法の改正に伴う例規整備が不十分であり、また、同要綱で策定すると規定されている指導監査の実施計画についても、実施方針や実施方法など内容の具体性に欠けている。

所管部局においては、社会福祉協議会の所管庁として、十分に指導・監督的役割を果たすことを求めたい。

(健康福祉部社会福祉課)

別表1 収支状況

資金収支計算書

(単位:円)

勘定科目		平成30年度	平成29年度	増減	
事業活動による収入	会費収入	13,594,900	13,833,400	△ 238,500	
	寄附金収入	3,162,519	4,457,718	△ 1,295,199	
	経常経費補助金収入	48,722,000	51,895,000	△ 3,173,000	
	受託金収入	25,573,328	26,615,930	△ 1,042,602	
	貸付事業収入	53,000	64,500	△ 11,500	
	事業収入	11,625,958	12,538,339	△ 912,381	
	負担金収入	154,000	517,000	△ 363,000	
	介護保険事業収入	309,851,464	294,421,961	15,429,503	
	就労支援事業収入	5,719,857	5,768,199	△ 48,342	
	障害福祉サービス等事業収入	91,293,667	98,418,669	△ 7,125,002	
	受取利息配当金収入	8,050	8,013	37	
	その他の収入	7,034,699	3,071,196	3,963,503	
	事業活動収入計(1)	516,793,442	511,609,925	5,183,517	
	事業活動による支出	人件費支出	380,638,121	369,861,046	10,777,075
事業費支出		72,268,526	73,634,690	△ 1,366,164	
事務費支出		32,202,112	42,951,070	△ 10,748,958	
就労支援事業支出		5,743,788	5,845,103	△ 101,315	
利用者負担軽減額		1,141,343	955,089	186,254	
貸付事業支出		21,000	20,000	1,000	
分担金支出		50,000	50,000	0	
助成金支出		6,496,400	5,856,415	639,985	
負担金支出		49,000	49,000	0	
その他の支出		440	340	100	
流動資産評価損等による資金減少額		—	268,349	△ 268,349	
事業活動支出計(2)		498,610,730	499,491,102	△ 880,372	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		18,182,712	12,118,823	6,063,889	
施設整備等による収入	固定資産売却収入	71,000	—	71,000	
	施設整備等補助金収入	—	750,000	△ 750,000	
	施設整備等収入計(4)	71,000	750,000	△ 679,000	
	施設整備等による支出	固定資産取得支出	7,028,850	8,403,877	△ 1,375,027
		ファイナンス・リース債務の返済支出	4,761,840	4,333,644	428,196
施設整備等支出計(5)		11,790,690	12,737,521	△ 946,831	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△ 11,719,690	△ 11,987,521	267,831	

その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	3,323,040	1,888,488	1,434,552
		事業区分間繰入金収入	—	1,000,000	△ 1,000,000
		拠点区分間繰入金収入	56,643,600	68,824,000	△ 12,180,400
		サービス区分間繰入金収入	4,600,000	1,330,000	3,270,000
		その他の活動による収入	8,356,230	—	8,356,230
		その他の活動収入計(7)	72,922,870	73,042,488	△ 119,618
	支出	積立資産支出	2,990,753	3,107,093	△ 116,340
		事業区分間繰入金支出	—	1,000,000	△ 1,000,000
		拠点区分間繰入金支出	56,643,600	68,824,000	△ 12,180,400
		サービス区分間繰入金支出	4,600,000	1,330,000	3,270,000
		その他の活動による支出	4,585,920	4,511,310	74,610
		その他の活動支出計(8)	68,820,273	78,772,403	△ 9,952,130
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		4,102,597	△ 5,729,915	9,832,512
予備費支出(10)		—	—	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		10,565,619	△ 5,598,613	16,164,232	

前期末支払資金残高(12)	145,921,220	151,519,833	△ 5,598,613
当期末支払資金残高(11)+(12)	156,486,839	145,921,220	10,565,619

【注記】

本表は、第41回及び第44回朝来市社会福祉協議会評議員会議案書所載の「資金収支計算書(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)」に基づき作成した。

別表2 補助金充当状況、補助金の使途

【社会福祉協議会人件費補助事業】

(単位:円、%)

補助金を充当した支出 科目の名称	平成30年度				令和元年度(7月末現在)				補助金の使途 (主な支出内容)
	予算現額	支出済額	補助金充当額	補助金充当率	予算現額	支出済額	補助金充当額	補助金充当率	
職員給与	29,956,530	29,956,530	20,969,571	70.0	26,593,320	8,823,680	6,176,576	70.0	俸給
職員諸手当	2,772,698	2,772,698	1,939,990	70.0	2,906,520	968,840	678,188	70.0	通勤手当・扶養手当・住宅手当
職員賞与	12,011,076	12,011,076	8,407,753	70.0	10,173,232	4,905,110	3,433,577	70.0	期末手当・勤勉手当
法定福利費支	7,379,552	7,379,552	5,165,686	70.0	6,536,541	2,357,540	1,650,278	70.0	健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労働保険
退職手当積立基金預け金支出	3,375,372	3,375,372			3,008,280	1,002,750			※ 退職積立金
職員諸手当(その他)	1,421,227	1,421,227			1,567,686	297,709			※ 管理職手当・超過勤務手当・災害派遣
合 計	56,916,455	56,916,455	36,483,000	64.1	50,785,579	18,355,629	11,938,619	65.0	

【注記】 本表は、このたびの監査に際して朝来市社会福祉協議会が作成・提出した調査票のほか、補助対象事業実績報告書等に基づき作成した。

※印は、補助対象外経費である。

別表2 補助金充当状況、補助金の使途

【災害ボランティア活動サポート事業】

(単位:円、%)

補助金を充当した支出 科目の名称	平成30年度				令和元年度(7月末現在)				補助金の使途 (主な支出内容)
	予算現額	支出済額	補助金充当額	補助金充当率	予算現額	支出済額	補助金充当額	補助金充当率	
職員賞与支出	1,460,060	1,460,060							賞与(V.C(ボランティアコーディネーター))
非常勤職員給与支出	2,764,800	2,764,800	1,000,000	36.2					非常勤職員給与(V.C)
法定福利費支出	1,215,280	1,215,280							健康保険・厚生年金保険(V.C)
消耗器具備品費支出	310,000	312,384							備品購入
印刷製本費支出	156,000	156,460							募集チラシ
車両費支出	14,000	13,266							公用車ガソリン代
修繕費支出	16,000	15,660							タイヤパンク修理代
通信運搬費支出	122,000	120,661							郵券料
会議費支出	5,000	3,432							湯茶
業務委託費支出	216,000	214,920							ホームページバナー制作費、ホームページ管理費
手数料支出	12,000	11,416							資材購入代引手数料、サーバー代
賃借料支出	10,000	5,169							私有車借上料
燃料費支出	3,000	2,560							発電機オイル代
退職手当積立基金預け金支出	295,260	295,260							退職金(V.C)
固定資産取得支出	117,230	117,230							※ 炊き出しセット
渉外費支出	483,000	250,000							義援金・見舞金
合計	7,199,630	6,958,558	1,000,000	14.4	0	0	0		

【注記】 本表は、このたびの監査に際して朝来市社会福祉協議会が作成・提出した調査票のほか、補助対象事業実績報告書等に基づき作成した。

※印は、補助対象外経費である。